

大分県社会福祉事業団定款

第一章 総則

(目 的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- ア 救護施設の経営
- イ 指定障害者支援施設の経営
- ウ 指定障害児入所施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- ア 障害福祉サービス事業
- イ 相談支援事業
- ウ 移動支援事業
- エ 老人居宅介護等事業
- オ 障害児通所支援事業
- カ 生計困難者支援事業
- キ 無料低額宿泊事業
- ク 地域活動支援センター事業
- ケ 老人デイサービス事業
- コ 居宅介護支援事業

(名 称)

第二条 この法人は、社会福祉法人大分県社会福祉事業団という。

(経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を大分県大分市大津町2丁目1番41号に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、職員2名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、各年度の総額が315,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事、並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第十二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第十三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わること

ができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 評議員会の議事進行は理事長がこれを務める。
- 3 理事長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに記名押印する。

第四章 役員及び会計監査人並びに職員等

(役員及び会計監査人の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事6名
 - (2) 監事2名
- 2 理事のうち一名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうちから必要に応じて業務執行理事を置くことができる。
 - 4 前項の業務執行理事を置く場合、必要に応じてその呼称を理事会で定める。
 - 5 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第一六条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第一九条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令の定める方法により表示したもの。

(役員及び会計監査人の任期)

第二〇条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

- 3 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第二一条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第二二条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第二三条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(名誉会長)

第二四条 この法人に、名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、理事会において委嘱する。

3 名誉会長は、法人の業務を総覧し、理事長の諮問に応じて、事業経営に関する助言を与えるものとする。

(顧問)

第二五条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、理事長及び役員 of 諮問に応える。

第五章 理事会

(構成)

第二六条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二七条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第二八条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二九条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第三〇条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第三一条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第三七条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三二条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、所轄庁の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、所轄庁の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三三条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三四条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び各所属事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三五条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、各所属事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び各所属事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三六条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三七条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規則により処理する。

(臨機の措置)

第三八条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種 別)

第三九条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 障がい者就業・生活支援センター事業
- (2) 有料老人ホームの経営
- (3) 介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第八章 解散

(解散)

第四〇条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四一条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第四二条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、所轄庁の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

第十章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四三条 この法人の公告は、社会福祉法人大分県社会福祉事業団の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四四条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

<附 則>

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事	木下	郁
	坪井	幸生
	伊勢	久信
	吉田	嗣義
	池田	豊重
	首藤	健次
	植木	栄助
	佐藤	義詮
	木下	千枝子
	牧野	恭三
	中尾	清
監事	立木	勝
	稲田	香苗

附 則

1 昭和42年9月29日認可（厚生省社第263号）

- 2 昭和42年10月4日設立登記
- 3 昭和46年3月15日變更議決
- 4 昭和48年8月17日認可（厚生省社第769号）
- 5 昭和48年3月9日變更議決
- 6 昭和49年2月21日認可（厚生省社第146号）
- 7 昭和49年3月26日變更議決
- 8 昭和50年6月27日認可（厚生省社第599号）
- 9 昭和52年2月21日變更議決
- 10 昭和53年10月4日認可（厚生省社第898号）
- 11 昭和56年2月25日變更議決
- 12 昭和56年7月8日認可（厚生省社第692号）
- 13 昭和58年6月13日變更議決
- 14 昭和58年11月25日認可（厚生省社第817号）
- 15 昭和61年2月28日變更議決
- 16 昭和61年4月9日届出（大福事第44号）
- 17 昭和63年2月29日變更議決
- 18 昭和63年3月24日認可（社第2116号）
- 19 平成3年4月15日變更議決
- 20 平成3年4月30日認可（指令社第169号）
- 21 平成4年10月2日變更議決
- 22 平成4年12月1日認可（指令社福第938号）
- 23 平成6年3月2日變更議決
- 24 平成6年4月26日認可（指令社福第116号）
- 25 平成7年5月24日變更議決
- 26 平成7年6月30日届出（大福事第275号）
- 27 平成8年5月28日變更議決
- 28 平成8年7月26日認可（指令社福第5-8号）
- 29 平成9年9月30日變更議決
- 30 平成10年3月16日認可（指令福保第52-13号）
- 31 平成11年3月12日變更議決
- 32 平成11年4月5日認可（指令福保第22-17号）
- 33 平成13年5月28日變更議決
- 34 平成13年7月9日認可（指令福保第435号）
- 35 平成14年3月26日變更議決
- 36 平成14年5月14日認可（指令福保第120-2号）
- 37 平成15年3月26日變更議決
- 38 平成15年4月30日届出（大福事第195号）

- 39 平成15年9月25日変更議決
- 40 平成15年11月27日認可（指令福保第43-10号）
- 41 平成16年3月27日変更議決
- 42 平成16年5月31日認可（指令福保第304号）
- 43 平成17年3月29日変更議決
- 44 平成17年6月13日認可（指令福保第553号）
- 45 平成17年5月25日変更議決
- 46 平成17年7月25日認可（指令福保第847号）
- 47 平成18年3月28日変更議決
- 48 平成18年7月4日認可（指令福保第834号）
- 49 平成18年5月26日変更議決
- 50 平成18年9月4日認可（指令福保第1319号）
- 51 平成19年3月22日変更議決
- 52 平成19年8月16日認可（指令地福推第470号）
- 53 平成19年9月28日変更議決
- 54 平成19年11月12日認可（指令地福推第774号）
- 55 平成20年3月24日変更議決
- 56 平成20年6月30日認可（指令地福推第331号）
- 57 平成20年10月28日変更議決
- 58 平成21年3月30日認可（指令地福推1018号）
- 59 平成21年5月22日変更議決
- 60 平成21年7月30日認可（指令地福推386号）
- 61 平成21年9月25日変更議決
- 62 平成21年11月5日認可（指令地福推724号）
- 63 平成22年3月23日変更議決
- 64 平成22年5月21日変更議決
- 65 平成22年6月2日認可（指令地福推348号）
- 66 平成22年7月13日認可（指令地福推483号）
- 67 平成23年5月24日変更議決
- 68 平成23年8月10日認可（指令地福推4号）
- 69 平成23年11月8日届出受理（地福推1160号）
- 70 平成24年3月21日変更議決
- 71 平成24年7月20日認可（指令地福推第5号）
- 72 平成24年11月2日変更議決
- 73 平成24年12月19日届出受理（地福推第1524号）
- 74 平成25年3月19日変更議決
- 75 平成25年9月3日認可（指令地福推第2号）

- 76 平成25年9月27日変更議決
- 77 平成25年12月4日認可（指令地福推第4号）
- 78 平成26年5月21日変更議決
- 79 平成26年7月3日届出受理（地福推第561号）
- 80 平成27年3月18日変更議決
- 81 平成27年5月20日変更議決
- 82 平成27年9月29日変更議決
- 83 平成28年3月15日変更議決
- 84 平成28年5月25日変更議決
- 85 平成28年9月8日認可（指令地福推第4号）
- 86 平成28年9月8日届出受理（地福推第1074号）
- 87 平成28年9月8日認可（指令地福推第5号）
- 88 平成28年9月8日認可（指令地福推第6号）
- 89 平成28年9月8日届出受理（地福推第1075号）
- 90 平成28年9月8日届出受理（地福推第1076号）
- 91 平成28年11月25日変更議決
- 92 平成29年1月23日届出受理（福推第1704号）
- 93 平成29年1月23日認可（指令地福推第8号）
- 94 平成29年3月13日変更議決
- 95 平成29年4月14日届出受理（地福推第59号）
- 96 平成29年6月23日変更議決
- 97 平成29年7月25日認可（地福推第682号）
- 98 平成30年3月12日変更議決
- 99 平成30年4月17日届出受理（福保第189号）
- 100 平成30年6月29日変更議決
- 101 平成30年8月2日届出受理（福保第1059号）
- 102 令和元年6月28日変更議決
- 103 令和元年10月2日認可（指令福保第5号）
- 104 令和2年6月26日変更議決
- 105 令和2年7月6日届出受理（福保第1881号）
- 106 令和3年6月25日変更議決

別 表

(1) 現 金 3 0 0 万円

(2) 土 地

	地 番	地 目	面 積
(1)	大分県速見郡日出町大字藤原字五百水4617番1	宅 地	18,235.29㎡
	大分県速見郡日出町大字藤原字五百水4617番2	宅 地	5.56㎡
	大分県速見郡日出町大字藤原字五百水4622番1	宅 地	3,910.21㎡
	大分県速見郡日出町大字藤原字五百水4622番2	宅 地	57.44㎡
	大分県速見郡日出町大字藤原字五百水4588番	宅 地	66.56㎡
(2)	大分県由布市挾間町赤野字北口原339番1	宅 地	15,953.65㎡
	大分県由布市挾間町赤野字北口原352番3	畑	188.00㎡
(3)	大分県宇佐市大字猿渡字羽布1030番1	宅 地	23,343.74㎡
	大分県宇佐市大字猿渡字羽布1026番3	宅 地	144.46㎡
(4)	大分県宇佐市大字猿渡字穴ヶ平1020番1	宅 地	5,543.90㎡
	大分県宇佐市大字上庄字別府318番1	宅 地	16,601.04㎡
	大分県宇佐市大字上庄字地藏田717番	宅 地	125.00㎡
	大分県宇佐市大字上庄字地藏田719番	宅 地	68.00㎡
	大分県宇佐市大字上庄字宮ノ前295番2	田	249.00㎡
(5)	大分県宇佐市大字上時枝字西光寺山1223番10	宅 地	12,172.36㎡
	大分県宇佐市大字上時枝字西光寺山1223番13	原 野	1,713.00㎡
	大分県宇佐市大字上時枝字太田1383番8	宅 地	3,124.10㎡
(6)	大分県宇佐市大字上時枝字西光寺山1223番5	宅 地	47,688.45㎡
(7)	大分県佐伯市大字堅田字リウシ田3926番1	宅 地	5,309.42㎡
	大分県佐伯市大字堅田字ショウケ田3887番1	宅 地	1,652.32㎡
	大分県佐伯市大字堅田字赤迫3907番2	宅 地	1,206.10㎡
	大分県佐伯市大字堅田字広田3886番1	宅 地	220.61㎡
	大分県佐伯市大字堅田字カジキウ3909番1	宅 地	4,503.26㎡
	大分県日田市大字友田字萩尾2881番2	宅 地	6,026.99㎡
	大分県日田市大字友田字萩尾2886番2	宅 地	79.99㎡
	大分県日田市大字友田字萩尾2890番2	宅 地	215.81㎡
	大分県日田市大字二串字白石1258番1	宅 地	9,030.00㎡

(8)	大分県日田市大字二串字白石1286番2	宅地	69.14㎡
	大分県日田市大字二串字白石1287番2	宅地	142.05㎡
	大分県日田市大字二串字萩尾1288番3	宅地	67.00㎡
	大分県日田市大字二串字萩尾1288番5	宅地	152.64㎡
	大分県日田市大字二串字萩尾1288番6	宅地	1,168.02㎡
	大分県日田市大字友田字坂本2342番	山林	835.00㎡
(9)	大分県日田市淡窓一丁目53番5	宅地	1,044.43㎡
	大分県日田市大字庄手字松山341番	雑種地	1,243.00㎡
(10)	大分県日田市大字石井字榎鶴789番1	宅地	397.18㎡
	大分県日田市大字石井字榎鶴789番2	宅地	951.40㎡
	大分県日田市大字石井字榎鶴789番3	宅地	605.03㎡
	大分県日田市大字石井字榎鶴789番4	宅地	539.11㎡
	大分県日田市大字石井字榎鶴789番8	宅地	442.00㎡
	大分県日田市大字石井字榎鶴789番9	宅地	104.34㎡
	大分県日田市大字石井字榎鶴790番1	宅地	703.91㎡
	大分県日田市大字石井字榎鶴790番2	宅地	984.85㎡
	大分県日田市大字石井字榎鶴790番3	宅地	963.66㎡
	大分県日田市大字石井字榎鶴790番4	宅地	274.20㎡
	大分県日田市大字石井字榎鶴791番1	宅地	970.27㎡
	大分県日田市大字石井字榎鶴791番2	宅地	981.14㎡
	大分県日田市大字石井字榎鶴791番3	宅地	696.08㎡
大分県日田市大字石井字逆渦766番19	雑種地	595.00㎡	
(11)	大分県宇佐市大字四日市字今市2342番3	宅地	6697.81㎡
	大分県宇佐市大字四日市字阿弥田2482番1	宅地	2459.70㎡
	大分県宇佐市大字四日市字今市2340番3	田	11.00㎡
	大分県宇佐市大字四日市字今市2341番1	田	547.00㎡
	大分県宇佐市大字四日市字阿弥田2496番3	宅地	241.07㎡
(12)	大分県日田市豆田町311番5	宅地	763.68㎡
(13)	大分県中津市大字万田字日ノ町616番9	宅地	228.22㎡

(3) 建 物

	名称・所在地	構 造	床面積	用 途
(1)	指定障害福祉サービス事業所 地域総合支援センター 大分県宇佐市大字猿渡 1042番	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	232.00㎡	福祉施設
	大分県宇佐市大字四日市 2482番1	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	1,432.61㎡	社会福祉施設
		鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建	1階 324.42㎡ 2階 82.86㎡	社会福祉施設
		鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	9.60㎡	集塵庫
		軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	7.56㎡	物置
(2)	指定障害福祉サービス事業所 いとぐちホーム1号館 大分県宇佐市大字上時枝 字西光寺山1223番地10	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	159.10㎡	共同生活住居
(3)	救護施設 大分県溪泉寮 大分県速見郡日出町大字藤原 4617番1	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	1階 2,294.20㎡ 2階 1,020.10㎡	救護施設
	大分県速見郡日出町大字藤原 4617番1	鉄骨造スレートぶき平屋建	255.88㎡	作業所
		鉄骨造スレートぶき平屋建	30.00㎡	倉庫
		鉄骨造スレートぶき平屋建	50.05㎡	車庫
		鉄筋コンクリート造鋼板ぶき平屋建	600.15㎡	体育館
(4)	指定障害福祉サービス事業所 福祉農園ハイテク 大分県速見郡日出町大字藤原 4622番1	鉄筋造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	107.65㎡	事務所 作業所
	大分県速見郡日出町大字藤原 4622番1	鉄骨造ビニル板ぶき平家建	972.00㎡	温室
		鉄骨造ビニル板ぶき平家建	189.00㎡	温室
		軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	189.88㎡	作業所
(5)	指定障害者支援施設 大分県のぞみ園 大分県由布市挾間町赤野 339番1	鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき2階建	1階 2,518.71㎡ 2階 1,440.46㎡	指定障害者支援施設
	大分県由布市挾間町赤野 339番1	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	124.73㎡	倉庫
(6)	指定障害児支援施設 大分県糸口学園 指定障害者支援施設 大分県糸口学園 大分県宇佐市大字猿渡 1030番1	鉄筋コンクリート造スレートぶき平家建	766.92㎡	社会福祉施設
	大分県宇佐市大字猿渡 1030番1	鉄筋コンクリート造スレートぶき平家建	554.13㎡	社会福祉施設
		鉄筋コンクリート造スレートぶき平家建	733.49㎡	社会福祉施設
		鉄筋コンクリート造スレートぶき平家建	539.73㎡	社会福祉施設
		鉄筋コンクリート造スレートぶき平家建	618.57㎡	事務所
		鉄筋コンクリート造スレート・陸屋根平家建	381.12㎡	食堂棟
		鉄筋コンクリート造スレート・陸屋根平家建	1,084.37㎡	体育館
		軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	94.60㎡	倉庫
		鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	70.00㎡	洗濯棟
		木造スレートぶき平家建	15.00㎡	便所
	指定障害者支援施設 大分県糸口厚生園	鉄筋コンクリート造かわらぶき平家建	2,698.20㎡	指定障害者支援施設

(7)	大分県宇佐市大字上庄 318番1	木造かわら・合金メッキ鋼板ぶき平家建	54.80㎡	指定障害者支援施設
		軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	77.33㎡	車庫
		鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平家建	100.00㎡	集塵庫
	大分県宇佐市大字猿渡 1020番1	木造セメントかわらぶき平家建	53.36㎡	社会福祉施設
		鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	623.77㎡	訓練棟
		木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	79.22㎡	作業棟
		木造セメントかわらぶき平家建	23.30㎡	物置
		木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	30.77㎡	更衣室
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	11.97㎡	ポンプ室		
コンクリートブロック造スレートぶき平家建	2.97㎡	ポンプ室		
(8)	指定障害者支援施設 大分県糸口第二厚生園	鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板・陸屋根平家建	2,769.64㎡	指定障害者支援施設
		鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	126.00㎡	指定障害者支援施設
	大分県宇佐市大字上時枝 1223番5	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	141.21㎡	倉庫
		軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	73.51㎡	車庫
		軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	106.19㎡	社会福祉施設
(9)	指定障害福祉サービス事業所 大分県糸口通勤寮	鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根平家建	1,102.34㎡	指定障害福祉サービス事業所
	大分県宇佐市大字上庄 318番1	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	41.52㎡	車庫
(10)	指定障害者支援施設 大分県なおみ園	鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根平家建	2,829.62㎡	指定障害者支援施設
		鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	275.04㎡	指定障害者支援施設
	大分県佐伯市大字堅田 3909番1	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	36.88㎡	車庫
		軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	106.19㎡	社会福祉施設
(11)	指定障害者支援施設 大分県日田はぎの園 大分県日田市大字二串 1258番1	木造スレートぶき平家建	222.07㎡	社会福祉施設
		鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	279.20㎡	訓練棟
	大分県日田市大字石井 789番地1	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	1階 2440.86㎡ 2階 1379.12㎡	社会福祉施設
		木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	54.60㎡	作業棟
		軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	93.77㎡	車庫
		鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	9.60㎡	集塵庫
		軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	46.34㎡	倉庫
(12)	指定障害福祉サービス事業所 地域総合支援センター どんぐり3	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	108.62㎡	指定障害福祉サービス事業所
	大分県中津市大字万田 字日ノ町616番9			

(13)	指定障害福祉サービス事業所 地域生活支援センターはぎの 大分県日田市淡窓 1丁目53番5	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	285.09㎡	福祉施設
(14)	指定障害福祉サービス事業所 いとぐちホーム2号館 大分県宇佐市大字上時枝 字西光寺山1223番地10	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	159.10㎡	共同生活住居
(15)	指定障害福祉サービス事業所 いとぐちホーム3号館 大分県宇佐市大字上時枝 字西光寺山1223番地10	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	159.10㎡	共同生活住居
(16)	無料低額宿泊事業所兼指定障害福祉サービス事業所 けいせんプラザ 大分県速見郡日出町大字藤原 4617番1	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき3階建	1階 150.57㎡ 2階 151.24㎡ 3階 151.24㎡	社会福祉施設
(17)	指定障害福祉サービス事業所 兼指定居宅サービス事業所 八つ星の丘 大分県宇佐市大字上時枝 1223番地10	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	2階 396.56㎡	共同生活住居
		鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建	341.14㎡	老人デイサービスセンター
		軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建	48.24㎡	車庫
(18)	指定障害福祉サービス事業所 ちやれんじ 大分県日田市大字庄手 341番地	木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建	219.75㎡	共同生活住居
(19)	指定障害福祉サービス事業所 きぼう 大分県日田市大字庄手 341番地	木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建	205.77㎡	共同生活住居
(20)	指定障害福祉サービス事業所 あさひ すまいる 大分県日田市豆田町 311番地5	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	1階 142.40㎡ 2階 142.40㎡	共同生活住居
		軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	19.24㎡	物置
		コンクリートブロック造スレートぶき平家建	4.36㎡	
(21)	指定障害福祉サービス事業所 地域生活支援センターはぎの ここのえ夢ホーム 大分県玖珠郡九重町大字松木 字北代5351番地4	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	192.51㎡	共同生活住居
(22)	指定障害福祉サービス事業所 地域生活支援センターはぎの ここのえ夢ホーム2号館 大分県玖珠郡九重町大字松木 字北代5351番地4	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	181.49㎡	共同生活住居